

# 水防計画編



## <目次>

第1節	総則	1
第1節	第1 目的	1
第2節	第2 市の責任	1
第3節	第3 安全配慮	1
第2節	水防組織	2
第1節	第1 水防組織の概要	2
第2節	第2 市の水防組織	2
第3節	重要水防区域	4
第4節	水防資器材等	6
第1節	第1 水防倉庫の資器材備蓄基準	6
第2節	第2 水防倉庫の資器材備蓄状況	7
第3節	第3 調達可能水防資材	7
第4節	第4 水防資器材の輸送	8
第5節	第5 費用負担と公用負担	8
第5節	市内における水位、雨量観測所	10
第1節	第1 水位観測所	10
第2節	第2 雨量観測所	10
第6節	気象情報、水防情報の連絡	11
第1節	第1 水防通信連絡	11
第2節	第2 通報と伝達の系統図	12
第7節	水位周知と水防警報	13
第1節	第1 福島県知事が行う水位周知河川における水位到達情報の通知及び周知	13
第2節	第2 国土交通大臣又は都道府県知事が発令する水防警報	13
第8節	水防活動	14
第1節	第1 水防巡視	14
第2節	第2 出動及び水防作業	16
第3節	第3 水防通報	16
第4節	第4 水防の解除	17
第5節	第5 堰の操作	17
第6節	第6 水防活動の報告	17
第9節	水防訓練	18
第1節	第1 水防訓練実施計画	18



## 第1節 総則

### 第1 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第4条の規定に基づき、福島県知事から水防管理団体に指定された指定水防管理団体たる田村市が、同法第33条第1項の規定に基づき、田村市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、田村市の地域にかかる河川等の水害を警戒・防御し、被害を最小限に抑え、公共の安全を保持することを目的とする。

### 第2 市の責任

市内の水防を十分に果たすべき責任を有する。（法第3条）

### 第3 安全配慮

水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

- ・水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- ・水防活動は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- ・水防活動は必ず複数人で行う。
- ・水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ・指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ・指揮者は水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- ・指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- ・水防訓練等において、安全に水防活動を行うための研修を実施する。

## 第2節 水防組織

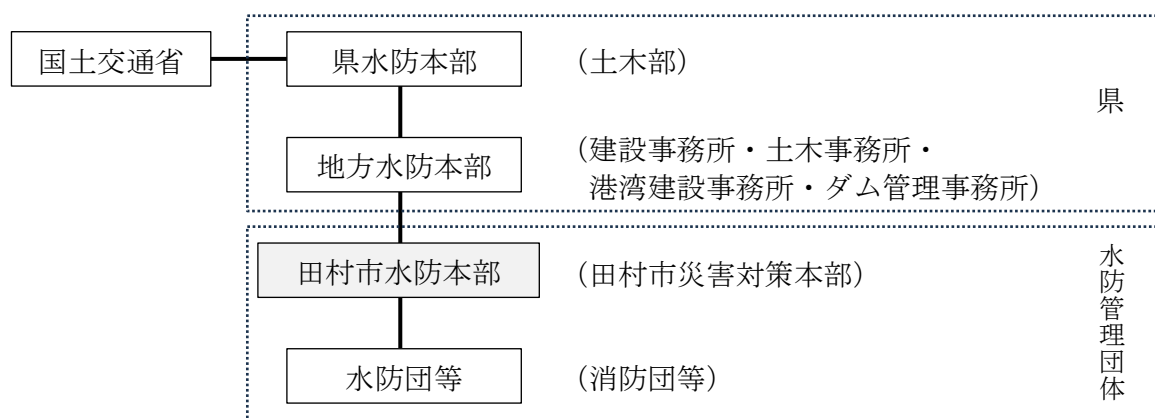
水防法第10条第3項、第11条及び気象業務法第14条の2の規定により、水防に関係のある警報・注意報等の発表又は地震等の発生等により、洪水、内水（以下「水害等」という。）のおそれがあると認められるときから水害等のおそれなくなったと認められるときまで、市に水防本部を設置し、水防の事務を処理するものとする。

### 第1 水防組織の概要

#### 1 水防組織の構成

市と県は、水防事務の円滑な執行を図るため、以下に示す水防組織を設置し、相互の組織間において正確かつ迅速な連絡を行い、的確な水防活動の実施に資する。

#### 水防組織



#### 2 水防組織の役割

##### (1) 田村市水防本部

市内の水防事務を総括する。(気象、被害、水防活動等に関する情報の収集、連絡、水防作業の応援指導等、水防作業の円滑な推進に資する業務、広報等の業務)

#### 3 水防組織間の連絡

- (1) 県水防本部からの連絡は、原則として地方水防本部を通じ市水防本部に連絡する。
- (2) 市水防本部からの連絡は、原則として地方水防本部を通じ県水防本部に連絡する。ただし、緊急連絡等やむを得ない場合はこの限りではない。
- (3) 市水防本部は、所轄水防団等の活動状況を常に掌握し、的確な連絡体制をとるものとする。

### 第2 市の水防組織

#### 1 水防本部設置基準

次の(1)～(5)に該当したとき、又は市長が必要と認めたときに設置する。

- (1) 次の注意報及び警報が発表され、被害の発生、または被害の発生する恐れがあるとき。  
ただし、各注意報の場合は諸状況を判断の上、市長が特に必要であると認めた場合に限り設置する。

注 意 報：大雨、洪水の各注意報  
警 報：大雨、洪水の各警報  
特別警報：大雨特別警報

- (2) 水防法第11条第1項による洪水予報が発表されたとき。
- (3) 水防法第16条第3項による水防警報が発表されたとき。
- (4) 地震により河川等が被災し水害が発生したとき、又は水害の発生するおそれがあるとき。
- (5) その他、市長が必要であると認めたとき。

## 2 水防本部の組織

水防本部の組織は、災害対策本部の組織編成に準ずる。

なお、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定による災害対策本部が設置された場合は、水防本部はこの組織に入り水防事務を処理する。

## 3 水防本部事務局

水防本部の事務局は、市民部生活安全課に置く。

水防本部事務局：電話番号	0247-82-1116
FAX	0247-82-2522

## 4 水防本部の係員の非常参集

事務分担する係員は、水防本部の指令を受けたときは、直ちに本部に参集し水防本部長（以下「本部長」という。）の指揮を受けるものとする。

## 5 水防非常配備体制

水防本部が設置されたときは、常時勤務から水防配備体制の切換を迅速確実に行う。

なお、長時間にわたる非常勤務活動の完遂を期するため、本部員を適当に交代又は休養させ、別に定める水防非常配備要領による非常配備を行う。

### 水防非常配備要領

※状況によっては上位の体制に直ちに移行する場合がある。

種別	配備体制	配備につく時期
水防警戒体制	主に情報の収集及び連絡にあたり、事態の推移によって直ちに招集その他活動ができる体制	今後の気象情報と水位情報に注意し、警戒する必要があるが、具体的な水防活動を実施するに至るまでには、時間的余裕があると認められるとき。
水防非常体制 (班長以上参集)	班長以上が参集し、直ちに団員を招集できる体制	水防団待機水位に達する見込みとなり、数時間後には水防活動の開始が考えられるとき。
水防非常体制 (全団員参集)	所属人員の全員を動員する完全な水防体制	甚大な被害の発生の恐れがあり、住民の避難が伴う水防活動を要するとき。

( ) 書は、略称

## 6 水防本部解散基準

気象に関する警報、洪水予報及び水防警報が解除され、かつ水防上の危険が解消されたと認められる場合に、水防本部を解散する。

## 第3節 重要水防区域

## 重要水防区域並びに水防（消防）分団受持区域（田村市滝根地区）

番号	河川名	水防(消防)分団名	左岸・右岸の別	位置			評価基準種別	予想される危険概要	対策水防工法
				滝根町	字	延長 m			
1	夏井川		両岸	神俣		1,700	工事施工(堆砂)	溢水	土のう積

## 重要水防区域並びに水防（消防）分団受持区域（田村市大越地区）

番号	河川名	水防(消防)分団名	左岸・右岸の別	位置			評価基準種別	予想される危険概要	対策水防工法
				大越町	字	延長 m			
1	牧野川	大越地区隊第1分団	両岸	下大越	原	200	堤防高(A)	溢水	土のう積

## 重要水防区域並びに水防（消防）分団受持区域（田村市都路地区）

番号	河川名	水防(消防)分団名	左岸・右岸の別	位置			評価基準種別	予想される危険概要	対策水防工法
				都路町	字	延長 m			
1	南川	都路地区隊第1分団	両岸	古道	横山前	120	堤防高(B)	溢水	土のう積
2	古道川		両岸	岩井沢		5,200	工事施工(堆砂)	溢水	土のう積

## 重要水防区域並びに水防（消防）分団受持区域（田村市常葉地区）

番号	河川名	水防(消防)分団名	左岸・右岸の別	位置			評価基準種別	予想される危険概要	対策水防工法
				常葉町	字	延長 m			
1	大滝根川	常葉地区隊第1分団	両岸	常葉	陣場長縄	300	堤防高(A)	溢水	土のう積
2	大滝根川	常葉地区隊第3分団	両岸	関本	仲ノ坪	200	堤防高(A)	溢水	土のう積
3	桧山川	常葉地区隊第1分団	右岸	常葉	石蒔田	200	堤防高(A)	溢水	土のう積
4	大滝根川		両岸	西向		3,800	工事施工(堆砂)	溢水	土のう積
5	桧山川		両岸	堀田		800	工事施工(堆砂)	溢水	土のう積

## 重要水防区域並びに水防（消防）分団受持区域（田村市船引地区）

番号	河川名	水防(消防)分団名	左岸・右岸の別	位置			評価基準種別	予想される危険概要	対策水防工法
				船引町	字	延長 m			
1	大滝根川	船引地区隊第1分団	両岸	船引	館柄前安久津	2,500	堤防高(A)	溢水	土のう積

番号	河川名	水防(消防)分団名	左岸・右岸の別	位置			評定基準種別	予想される危険概要	対策水防工法
				船引町	字	延長 m			
2	樋渡川	船引地区隊第5分団	右岸	芦沢	膳棚猫台	150	堤防高(A)	溢水	土のう積
3	大滝根川		両岸	船引		2,200	工事施工(堆砂)	溢水	土のう積
4	牧野川		両岸	今泉		2,200	工事施工(堆砂)	溢水	土のう積
5	移川		両岸	上移		10,500	工事施工(堆砂)	溢水	土のう積
6	紫川		両岸	北鹿又		2,800	工事施工(堆砂)	溢水	土のう積
7	堀越川		両岸	堀越		2,900	工事施工(堆砂)	溢水	土のう積

(備考)

評定基準種別

- 堤防高 (A) 計画高水流量規模の洪水の水位が現況の堤防高以上の箇所
- 堤防高 (B) 計画高水流量規模の洪水の水位と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所
- 工事施工 出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所

## 第4節 水防資器材等

### 第1 水防倉庫の資器材備蓄基準

#### 1 水防資器材取扱要領

- (1) 資材の使用に際しては、水防以外のいかなる工事にも使用することを許さないものとする。
- (2) 資材の受払いについては、帳簿を常に記入しておかなければならない。

#### 2 水防倉庫

次の基準により、重要水防区域の実態に即応した、必要な資器材を備蓄するものとする。

品名・規格		単位	数量	品名・規格		単位	数量
器材	スコップ	丁	20	器材	杭木(長 0.6~1.0m、末口 5~9 cm)又は鉄筋杭(径 16 mm以上)	本	300
	掛矢	丁	5		土のう袋	袋	500
	おの	丁	5		ビニールシート	枚	60
	鋸	丁	5		縄(110~140m/巻)	巻	20
	鎌	丁	5		鉄線(#10)	kg	20
	ペンチ	丁	5		大型土のう袋 (r1.0m×h1.1m)	袋	50

(備考)

- 1 上記のほか、水防工法上必要な資機、器材若干量も備蓄しておくこと。
- 2 低湿地帯で、土のう用土砂の採取不可能な地区については、水防管理団体において適当に土砂を備蓄すること。
- 3 資器材の規格については、実情に応じて変更すること。

## 第2 水防倉庫の資器材備蓄状況

令和7年現在

水防倉庫名		滝根・大越・都路・常葉・船引町 水防倉庫						
備蓄資材・器具内訳								
品名	単位	備蓄基準数量	現有備蓄数量					
			滝根	大越	都路	常葉	船引	田村市合計
ツルハシ	丁		2	6	2	10	17	37
ナタ	丁		7	2	5	3	7	24
掛矢	丁	5	4	5	5	10	5	29
スコップ	丁	20	22	20	20	29	46	137
おの	丁	5	2	5	5	2	5	19
ペンチ	丁	5		5	5	4		14
ハンマー	丁		2	2	1	4	2	11
鎌	丁	5	16	5	5	8	5	39
鋸	丁	5	45	5	5	12	9	76
土のう袋	袋	500	1,000	500	500	800	3,200	6,000
大型土のう袋	袋	50		10		10		20
ビニールシート	枚	60	45	40	40	40	100	265
縄	巻	20	4	10	10	10	20	54
ロープ	巻		4	5	10	15	30	64
抗木又は鉄筋抗	本	300	100	300	100	120	8	628
鉄線	kg	20	20	20	20	20		80
チェーンソー	台		2		1	1	1	5
投光器	台		(併)9	(併)2	(併)3	(併)5	(併)10	(併)29
発電器	台		(併)9	(併)2	(併)3	(併)4	(併)10	(併)28
拡声器	台		(併)1	(併)1	(併)1	(併)2	(併)2	(併)7
携帯無線機	台		(併)27	(併)33	(併)51	(併)76	(併)200	(併)387
ライフジャケット	着						62	62

※ (併) 消防と併用

## 第3 調達可能水防資材

備蓄資器材の使用、または損傷により不足を生じた場合の補充及び緊急時の補給に備えるため、下記の業者を水防資材取扱業者とする。

なお、各地区隊において状況の急変等により、水防本部に要請する時間的余裕がないときは、各地区隊長は当該地域の業者等により調達するものとする。

この場合は、その旨を本部長に報告するものとする。

## 水防資材取扱業者一覧

業者名	所在地	電話
JA 福島さくら たむら統括センター	船引町船引字南町通 160	82-1212
(株)相馬金物店	大越町上大越薬師堂 180	79-2464
(有)武田工務店	大越町下大越字川向 480	79-2019
(有)最上商会	都路町古道字横山前 28	75-2056
ふくしま中央森林組合都路事業所	都路町古道字戸田平 112-1	75-2013
(株)西向建設工業	常葉町西向字中 76-1	77-2133
(有)白岩材木店	常葉町小桧山字行屋前 53-2	77-2456
善五郎商店	常葉町常葉字上町 81	77-2072
田村森林組合	常葉町西向字堂ヶ入 62-7	67-1101
小泉与四衛商店(有)	船引町船引字砂子田 73-1	82-0253

## 第4 水防資器材の輸送

水防資器材輸送のためトラックなどの運搬具を整備し、必要に際して緊急輸送に当たらせるものとする。

緊急のため運搬車両の不足を生じやむを得ない場合は、官民を問わずあらゆる輸送機関を利用するものとし、この場合警察署長等に連絡応援を求めるものとする。

## 第5 費用負担と公用負担

## 1 費用負担

田村市の水防に要する費用は水防法第41条により、本市が負担するものとする。

ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の額及び負担の方法は、水防法第23条により、応援を求めた水防管理団体との間で協議によって定める。

また、水防管理団体の水防によって、当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは当該水防に要した費用は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。ただし、その費用の額及び負担の方法は両者の協議によって定める。(水防法第42条)

## 2 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、市長、水防(消防)団長又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。

ただし、損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。(水防法第28条)

- ・ 必要な土地の一時使用
- ・ 土石、竹木、その他の資材の使用又は収用
- ・ 車両その他の運搬具又は器具の使用
- ・ 工作物その他の障害物の処分

## (1) 公用負担権限証明書

水防法第28条により公用負担を命じる権限を行使する者は、市長、水防（消防）団長又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書をその他これらの者の委任を受けた者にあつては、次のような証明書を携行し、必要ある場合は、これを提示するものとする。

(表)	(裏)
<p>第 号</p> <p>公用負担権限証明書</p> <p style="text-align: right;">田村市消防団 氏 名</p> <p>上記の者〇〇〇区域における水防法第28条第1項の権限行使を委任することを証明する。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>田村市長 (印)</p>	<p>水防法</p> <p>第28条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。</p> <p>2 前項に規定する場合において、市長から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。</p> <p>3 水防管理団体は、前二項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。</p>

(2) 公用負担命令票

水防法第28条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する際は、原則として次に示す命令票を目的物の所有者又はこれらに準ずるべき者に手渡した後に、これを行うものとする。

第 号	公 用 負 担 命 令 票	
1 目的物	種類 〇〇〇〇〇	数量 〇〇〇〇〇
2 負担の内容	使用・収用・処分	
令和 年 月 日	〇〇〇〇〇 様	
	田村市長 氏	名 (印)
	事務担当者 氏	名 (印)

## 第5節 市内における水位、雨量観測所

### 第1 水位観測所

#### 1 水防活動に必要とする量水標

資料編：01 地域防災計画資料「7 水位観測所」

#### 2 危機管理型水位計

資料編：01 地域防災計画資料「8 危機管理型水位計」

### 第2 雨量観測所

#### 1 水防活動に必要とする観測所

資料編：01 地域防災計画資料「6 雨量観測所」

#### 2 その他の観測所

資料編：01 地域防災計画資料「6 雨量観測所」

#### 3 気象観測システム (POTEKA)

資料編：01 地域防災計画資料「9 気象観測システム (POTEKA)」

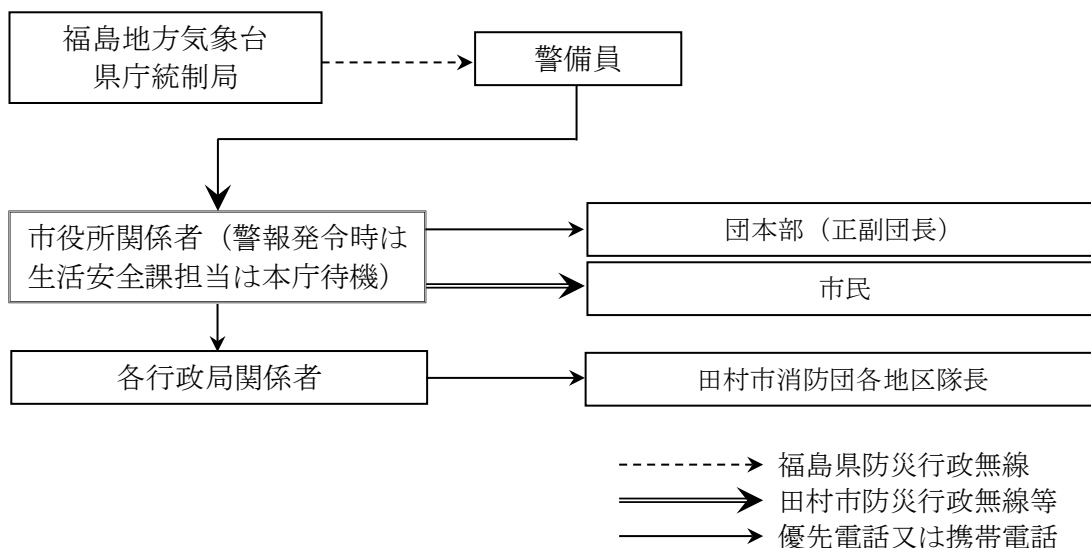
## 第6節 気象情報、水防情報の連絡

### 第1 水防通信連絡

#### 1 水防関係機関連絡表

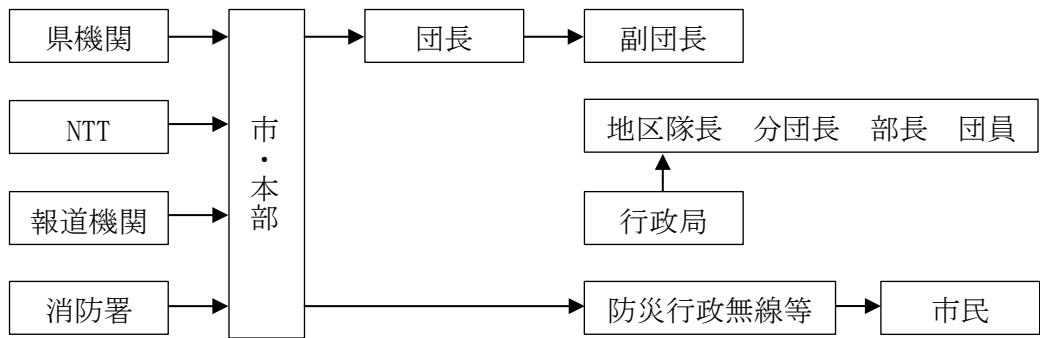
連絡先	電話番号	連絡先	電話番号
田村市役所	81-2111	福島県中地方振興局	024-935-1295
田村市生活安全課	82-1116	福島県中建設事務所	024-935-1455
田村市滝根行政局	78-2111	陸上自衛隊郡山駐屯部隊	(代)024-951-0225
田村市大越行政局	79-2111	福島県三春土木事務所	62-3151
田村市都路行政局	75-2111	田村消防署	82-1200
田村市常葉行政局	77-2111	田村消防署滝根分署	78-2511
福島県土木部河川整備課	024-521-7483	田村消防署大越分遣所	68-3899
国土交通省東北地方整備局	022-225-2171	田村消防署都路分署	75-3000
国土交通省福島河川国道事務所	024-539-6127	田村警察署	62-2121
国土交通省福島河川郡山出張所	024-943-6591	田村警察署小野分庁舎	72-2121
国土交通省三春ダム管理所	0247-62-3145		

#### 2 退庁後水防用務連絡系統図

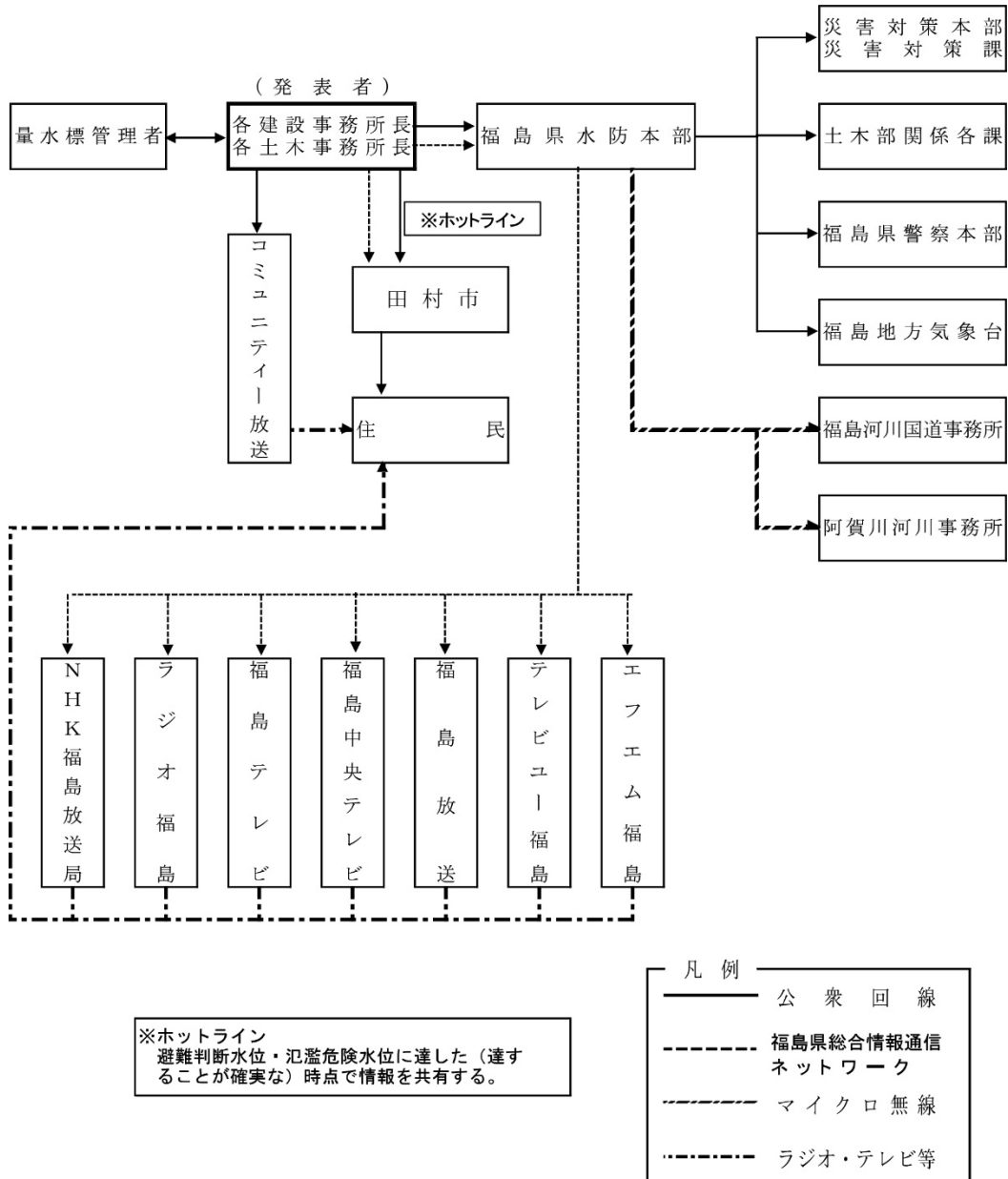


第2 通報と伝達の系統図

1 水防用気象予警報伝達系統図



2 避難判断水位伝達系統図



## 第7節 水位周知と水防警報

### 第1 福島県知事が行う水位周知河川における水位到達情報の通知及び周知

水防法による水位周知 (水防法第13条)	洪水により相当な被害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、避難判断水位(避難の目安となる水位)を定め、周知する。
-------------------------	---

#### 福島県知事指定河川

河川名	管理者名	観測所名	避難判断水位 (特別警戒水位)	発表区間
大滝根川	三春土木事務所	中島水位観測所	3.50m (T.P. 400.62 m)	(左岸) 船引町春山字和久 から 船引町船引字入山 (町尻川合流点) (中ノ内橋)
				(右岸) 船引町春山字上ノ台 から 船引町船引字中ノ内前 (町尻川合流点) (中ノ内橋)
※水防団待機水位(通報水位)			2.00m	
※氾濫注意水位(警戒水位)			2.80m	
※氾濫危険水位(危険水位)			4.20m	

河川名	管理者名	観測所名	避難判断水位 (特別警戒水位)	発表区間
牧野川	三春土木事務所	牧野水位観測所	3.15m (T.P. 415.66m)	(左岸) 大越町牧野字牧野 から 船引町船引字館屋敷 (県管理区間上端) (大滝根川合流点)
				(右岸) 大越町牧野字戸ノ内 から 船引町船引字川代 (県管理区間上端) (大滝根川合流点)
※水防団待機水位(通報水位)			- m	
※氾濫注意水位(警戒水位)			- m	
※氾濫危険水位(危険水位)			3.50m	

### 第2 国土交通大臣又は都道府県知事が発令する水防警報

水防法による水防警報 (水防法第16条)	洪水又は高潮によって災害が起こるおそれがあるときに水防を行う必要がある旨を警告して行う発表。
-------------------------	--

※本市においては、国土交通大臣又は県知事が指定し水防警報が発表される河川の該当はない。

## 第8節 水防活動

### 第1 水防巡視

#### (1) 水防巡視

本部長は、洪水予報などの通知を受けたときは、直ちに消防団正副団長及び各河川の水防受持区域の消防団地区隊長に対し、その通報を通知し、必要団員を河川及び堰等の巡視を行うよう指示するものとする。

また、河川水位が警戒水位に達したときは、直ちに関係消防地区隊長に通知するとともに、必要な団員を召集し、警戒、水防活動に当たらせるものとする。

ただし、配備職員の安全確保を図らなくてはならない。

#### (2) 消防団地区隊の水防受持区域

消防団地区隊の水防受持区域を次のとおり定める。

なお、団長は水防状況を勘案の上必要と認めた場合は、水防受持区域を変更し他の地区隊の水防作業を応援せしめることがあるものとする。

#### (田村市消防団 滝根地区隊)

担当分団	受持区分			責任者
	河川名	位置	延長	
第3分団	夏井川	川除	150m	第3分団長

#### (田村市消防団 大越地区隊)

担当分団	受持区分			責任者
	河川名	位置	延長	
第1分団	牧野川	原	200m	第1分団長

#### (田村市消防団 都路地区隊)

担当分団	受持区分			責任者
	河川名	位置	延長	
第1分団	南川	横山前、馬場平	1,500m	第1分団長

#### (田村市消防団 常葉地区隊)

担当分団	受持区分			責任者
	河川名	位置	延長	
第1分団	大滝根川	常葉字滝ノ前～前田	4,000m	第1分団長
	桧山川	常葉字本坊	200m	
	大平山川	常葉字田和上～向田	200m	
第1分団	大滝根川	久保字樋ノ口～川久保	250m	第1分団長
	桧山川	常葉字四重城～石蒔田	3,730m	
	石蒔田川	常葉字壁谷田～前田	1,150m	
	新田作川	新田作字策内～常葉字五斗蒔	3,650m	
	久保川	久保字宮ノ前～川久保	3,500m	
	羽山川	常葉字富作～久保字樋ノ口	2,500m	

担当分団	受持区分			責任者
	河川名	位置	延長	
第2分団	大滝根川	西向字西美田～下川原	2,550m	第2分団長
	休石川	西向字休石～沖畑	2,800m	
	鹿山川	西向字東ノ内～歩代田	4,300m	
第3分団	大滝根川	早稲川字上遠野～関本字岡ノ内	4,020m	第3分団長
	桧山川	堀田字柳渡戸～細越	4,050m	
	八升栗川	堀田字八升栗～柳渡戸	2,100m	
	田代川	堀田字田代～塚越	3,750m	
	沼田入川	堀田字柳渡戸～桧山川合流点	1,400m	
	小桧山川	小桧山字狼ノ神～神明前	2,000m	
第1分団	南倉川	山根字早坂～四重城境	2,000m	第1分団長
	山根川	山根字芦坂～堀田平	4,850m	
	石蒔田川	山根字定福～池ノ畑	1,650m	

## (田村市消防団 船引地区隊)

担当分団	受持区分			責任者
	河川名	位置	延長	
第1分団 第2分団 第5分団	大滝根川	船引・春山・芦沢	12,000m	第1分団長 第2分団長 第5分団長
第1分団	牧野川	今泉・船引	3,800m	第1分団長
第3分団 第4分団	移川	上移・南移・北移・石沢 新館・大倉・横道・中山	12,900m	第3分団長 第4分団長
第5分団	樋渡川	堀越・芦沢	4,200m	第5分団長
第2分団 第5分団	町尻川	芦沢・春山	3,700m	第2分団長 第5分団長
第3分団	紫川	北鹿又・門鹿・大倉	4,200m	第3分団長
第5分団	堀越川	堀越・門沢	3,100m	第5分団長
第2分団	八島川	荒和田・要田	3,500m	第2分団長

- (3) 各分団長は、河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したときは、常時河川、堤防等を巡視し、水位の変化と水門の状況などを水防（消防）団長に報告するものとする。
- (4) 各分団長は、河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したときは、常時河川、堤防等を巡視し、洪水のおそれを察したときは、直ちにその状況を水防（消防）団長に報告するものとする。
- (5) 各分団長は、堤防の決壊又はこれに準ずべき事態が発生したときは、直ちに水防（消防）団長に報告するとともに、地域内住民に避難の呼びかけを行うものとする。
- (6) 各分団長は、洪水の危険が切迫し、直ちに地域内の住民の避難立退きを必要と認めるときは、安全な場所に避難誘導を開始するとともに、その内容を水防（消防）団長に報告するものとする。

## 第2 出動及び水防作業

- (1) 本部長は、次の事態が生じた場合には、水防法第17条の規定により、次表に示す出動指令を発し、速やかに所轄の水防団等を非常配備につかせるものとする。
- また、水防団の活動状況について、所轄建設事務所を経由で知事に報告するものとする。
- ア 水防警報が発表されたとき。
- イ 所轄河川等が氾濫注意水位（警戒水位）に達する等、治水上の危険が生じたとき。
- ウ 地方水防本部からの指示があったとき。
- エ その他、本部長が自らの判断により必要と認めたとき。
- (2) 水防団の出動段階は、次のとおりである。

活動段階	活動内容	指令の発せられる時期
第1段階 「待機」	○水防団を待機させるもの 水防団の連絡員を本部に詰めさせ、団長はその後の情勢を把握することに努める。 一般団員は直ちに次の段階に入りうるように準備する。	概ね水防に関する気象情報等が発せられ、洪水が予想される時。
第2段階 「準備」	○水防活動の準備を通知するもの 水防団の長は水防資器材の配備・点検、団員の配備計画にあたる。 また、水防上重要な工作物や河川の巡視等に一部の団員を出動させる。	概ね河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、なお、上昇のおそれがあり、水防活動の必要が予想される時。
第3段階 「出動」	○水防団に活動を通知するもの 水防団等の全員が集合し、警戒配備につく。	概ね河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお、上昇のおそれがある時。
第4段階 「解除」	○水防団の終了を通知するもの 人員を確認し、水防活動の内容を報告の上、解散する。	概ね水防警報が解除され、かつ河川が氾濫注意水位（警戒水位）以下に減する等、水防上の危険が解消された時。

- (3) 水防作業上の留意点
- ア 水防団員は、出動前には家事を整理し、出動した後は部所を遵守すること。
- イ 作業中は、上司の命令に従い、団体行動をとり、常に所在を明らかにすること。
- ウ 命令及び情報の伝達は特に迅速、正確及び慎重を期し、私語を慎み、「ろう水」「破堤」等の想像による言葉などでみだりに人心を動揺させてはならない。
- エ 洪水時において堤防に異常が起こる時期は、滞水時間にもよるが、概ね水位が最大するとき、又はその前後である。
- しかし、法崩れ、陥没等は減水時に生ずる場合が多いので、洪水の最盛期を過ぎて十分減水するまで厳重に警戒すること。
- オ 水防団員が自身の安全確保ができないと判断したときには、自身の避難を優先する。

## 第3 水防通報

### 1 決壊等の通報

堤防が決壊し、又はこれに準ずべき事態が発生した場合には、本部長は水防法第25条の規定により、直ちにその旨を福島県中建設事務所、福島県三春土木事務所、及び氾濫す

べき方向の隣接水防管理団体並びに国土交通省直轄工事区域にあつては、東北地方整備局福島河川国道事務所に通知するものとする。通知を受けた建設事務所及び土木事務所は、これを水防本部、警察その他必要な機関に連絡するものとする。

## 2 避難のための立退き

本部長が必要と認めたときは、防災行政無線（戸別受信機を含む。）その他の広報手段によって、水防法第29条の規定による立退き、又はその準備を指示する。

本部長は、予定立ち退き先、経路及び可能水防措置をあらかじめ定めておくものとする。

## 第4 水防の解除

本部長は、水防警報等が解除され、かつ水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下に減じ、水防活動、警戒の必要がないと認められたとき。

## 第5 堰の操作

洪水警報等が発表された場合等洪水のおそれがあるときは、管理者は開閉責任者に対しその旨を通知し、開閉責任者は水害の発生を未然に防止するため、堰を速やかに操作するものとする。

## 第6 水防活動の報告

- (1) 各分団長は、水防活動終了後2日以内に本部長に水防活動状況を報告しなければならない。
- (2) 本部長は、三春土木事務所経由で知事に水防活動終了後、速やかに報告をするものとする。

## 第9節 水防訓練

水防体制の充実化を図り、適切な水防活動の実施に資するため、水防法第32条の2の規定により毎年消防団等による水防訓練を行うものとする。

### 第1 水防訓練実施計画

#### 1 目的

水防は、迅速かつ適切な処置によってその効果を期待することができる。よって、水防に関する知識及び技術の向上により水防体制の充実強化を図るとともに、地域住民に対して水防意識の高揚を図ることを目的とし、本計画に基づき水防訓練を実施する。

#### 2 実施方法

消防団各地区隊において実施する。

#### 3 実施する訓練

通常の水防訓練は、河川の越水等を想定した、土のう積などの水防工法訓練が主な訓練となるが、市民の安全確保を最優先とするため、以下の訓練を計画する。

(1) 水害が起きそうな場所の確認・監視

(2) 危険箇所の巡回・点検

ア 受持区域の確認

イ 過去に水害が起きた場所など、危険箇所の共有

ウ 危険箇所の見える化

エ 危険箇所の平時からの監視

オ 大雨により河川が増水した場合に、危険箇所へ近づかないようバリケード等の設置（設置場所を事前に決めておく）

(3) 避難誘導や救助活動

ア 大雨により河川が増水した場合の広報ルートの確認

イ 市民への注意喚起を行う広報内容の確認

ウ 一人で避難することが困難な要配慮者の情報共有

(4) 水防資材の確認

ア 土のう袋、山砂などの保管場所の確認。事前の土のう袋作成 など

※河川決壊に備えた、土のう準備は困難であるため、浸水エリアの住宅などに水が入らないよう防御することを想定し、備えておく。